

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年1月21日（金） 号外第1号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則 (1) (地域課) 2
--------	--

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月21日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

鳥取県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名称	位置	所管区	警察署	名称	位置	所管区
鳥取県	略			鳥取県	略		
鳥取警察署	吉成駐在所	鳥取市 吉成二丁目	鳥取市のうち吉成の一部（大路川以南の区域に限る。）、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成南町一丁目及び吉成南町二丁目	鳥取警察署	吉成駐在所	鳥取市 吉成三丁目	鳥取市のうち吉成の一部（大路川以南の区域に限る。）、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成南町一丁目及び吉成南町二丁目
略				略			
	美萩野駐在所	鳥取市 美萩野三丁目	鳥取市のうち伏野、白兔、小沢見、内海中、御熊、三津、美萩野一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、美萩野四丁目及び美萩野五丁目		美萩野駐在所	鳥取市 美萩野二丁目	鳥取市のうち伏野、白兔、小沢見、内海中、御熊、三津、美萩野一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、美萩野四丁目及び美萩野五丁目
略				略			
	古海駐在所	鳥取市 古海	鳥取市のうち古海、徳尾の一部（通称徳吉団地に限る。）、徳吉、五反田町及び緑ヶ丘一丁目		古海駐在所	鳥取市 緑ヶ丘一丁目	鳥取市のうち古海、徳尾の一部（通称徳吉団地に限る。）、徳吉、五反田町及び緑ヶ丘一丁目
略				略			
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
智頭警察署	用瀬駐在所	鳥取市 用瀬町 別府	鳥取市のうち用瀬町金屋、用瀬町樟原、用瀬町川中、用瀬町宮原、用瀬町安蔵、	智頭警察署	用瀬駐在所	鳥取市 用瀬町 用瀬	鳥取市のうち用瀬町金屋、用瀬町樟原、用瀬町川中、用瀬町宮原、用瀬町安蔵、

			用瀬町古用瀬、用瀬町家奥、用瀬町屋住、用瀬町江波、用瀬町用瀬、用瀬町別府、用瀬町鷹狩、用瀬町美成及び用瀬町赤波				用瀬町古用瀬、用瀬町家奥、用瀬町屋住、用瀬町江波、用瀬町用瀬、用瀬町別府、用瀬町鷹狩、用瀬町美成及び用瀬町赤波
略				略			
略							
鳥取県 琴浦大 山警察 署	<u>八橋駐 在所</u>	東伯郡 琴浦町 大字 <u>八 橋</u>	東伯郡琴浦町のうち 大字八橋、大字笠 見、大字田越、大字 保、大字丸尾及び大 字徳万	鳥取県 琴浦大 山警察 署	<u>徳万駐 在所</u>	東伯郡 琴浦町 大字 <u>徳 万</u>	東伯郡琴浦町のうち 大字八橋、大字笠 見、大字田越、大字 保、大字丸尾及び大 字徳万
略				略			
略							

附 則

この規則は、令和4年1月22日から施行する。